

諮問日：令和3年1月12日（令和2年度（検審情）諮問第4号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（検審情）答申第1号）

件名：金沢検察審査会における特定の審査事件に関する議決の要旨の不開示判断  
（開示対象外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定日に金沢検察審査会の掲示場に掲示されていた特定の審査事件に関する議決の要旨（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、金沢検察審査会（以下「諮問庁」という。）が、本件開示申出文書は検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないとして全部不開示とした判断（以下「原判断」という。）は妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの、平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「開示申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和2年9月15日付けで原判断を行ったところ、開示申合せ記第10の1に定める苦情が申し出られ、開示申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

検察審査会事務局の掲示場に掲示された文書は、検察審査会行政事務に関する文書として開示されるべきである。検察審査会の議決文書が検察審査会行政事務に関する文書でないならば、掲示場に掲示する理由がない。また、掲示場に掲示される文書は、社会通念上、検察審査会審査事務に関する文書であるとしても、開示されるものである。苦情申出人が掲示場で書き写した書面の内容の確認のため、文書の公開を求めることには理由がある。

### 第4 諮問庁の説明の要旨

検察審査会行政文書の開示手続の対象となるのは、検察審査会事務局の職員

が、検察審査会行政事務に関し作成又は取得した文書で、組織的に用いるものとして保有しているものである。

本件開示申出文書は、特定の審査事件の議決後に検察審査会事務局の掲示場に掲示された議決の要旨であると解されるところ、これは、審査事件の審査活動において作成又は取得される文書であって、検察審査会行政文書の開示手続の対象には該当しない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年1月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月8日 審議
- ④ 同年5月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、特定日に金沢検察審査会の掲示場に掲示されていた特定の審査事件に関する議決の要旨である。

原判断において、諮問庁は、本件開示申出文書は、検察審査会の審査事務に関する文書であって、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示としている。諮問にあたり、諮問庁は、本件開示申出文書を、特定の審査事件の議決後に検察審査会事務局の掲示場に掲示された議決の要旨であり、これは、審査事件の審査活動において作成又は取得される文書であって、検察審査会行政文書の開示手続の対象には該当しないと説明する。

- 2 そこで検討すると、開示申合せによれば、検察審査会行政文書の開示手続の対象となる文書は、検察審査会事務局の職員が職務上作成又は取得した検察審査会行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、検察審査会事務局の職員が組織的に用いるものとして、検察審査会が保有しているものである（開示申合せ記第1）。そして、検察審査会行政文書には、審査事件の審査活動

に関する文書は含まれないと解される。それは、検察審査会における事件審査は、その結論如何によっては公訴提起につながるものであって、捜査の密行性の原理に立脚する捜査手続の一環としての側面を持つことから、審査活動に関する文書は、情報公開法制において開示対象外とされている刑事事件関係文書と同様の性質を有するからである（刑事訴訟法53条の2第1項、令和2年度（検審情）答申第1号各参照）。

上記の観点から、本件開示申出文書について、それが審査事件の審査活動に関する文書に該当するか否かについて検討する。本件開示申出文書は、検察審査会事務局の掲示場に掲示された特定の審査事件に関する議決の要旨である。議決の要旨の掲示は、検察審査会法40条の規定に基づき、議決書の作成、議決書謄本の送付等と並び、審査事件の審査活動として行われるものであり、掲示される議決の要旨は、審査事件の審査活動に関する文書であるといえる。したがって、本件開示申出文書は、検察審査会行政文書に該当するものではなく、同開示手続の対象とはならない。

苦情申出人は、本件開示申出文書は、検察審査会行政事務に関する文書として開示されるべきものであると主張するが、この主張は、上記の検討に照らし、採用できない。

- 3 また、苦情申出人は、本件開示申出文書は、検察審査会事務局の掲示場に掲示されている以上、開示されるべきものであると主張している。この主張の関係で、検察審査会法40条が、その性質において審査活動に関する文書である議決の要旨につき一定の限度で掲示するものとしていることについて検討しておく。同条の趣旨は、議決の要旨を一般に知らしめるとともに、検察審査会の会議の公正を期し、これにより国民の信頼を確保しようとする点にあると解されるが、同時に議決の要旨の掲示については、その場所は事務局の掲示場のみであり、また期間も7日間である。このように掲示場所及び掲示期間はいずれも限定的なものであって、本来非公開の文書について、上記目的のためにこれ

を明らかにする限度を画するものでもある。したがって、同条の定めにより議決の要旨の審査活動に関する文書としての性質に変更を来たしたり、審査活動に関する文書でありながら開示手続の対象になると考えることはできない。苦情申出人の上記主張も採用できない。

苦情申出人は、このほか、文書の公開を求める理由がある旨も主張するが、以上の検討の結論を左右するものではない。

- 4 以上の次第であって、本件開示申出文書について、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断は妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 角 田 正 紀

委 員 神 田 安 積

委 員 野 口 貴 公 美